

事業者のみなさまへ

令和2年4月8日
財務部 財政課

市役所本庁舎等への立ち入りについて（お願い）

平素より本市入札・契約業務の実施につき格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のこととは存じますが、昨日4月7日をもって、本市を含む兵庫県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されております。

つきましては、本市関係部署と直接的なやりとりを必要とする場合（契約関係書類の入手・提出、受注した成果品等の納入、受注内容に係る打ち合わせ等）を除き、営業活動などを目的とした市役所本庁舎等関係施設への立ち入りについてはご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

期 間) 令和2年4月8日以降、緊急事態が解除されるまで